葛飾区子ども・子育て会議作業部会設置要綱

平成25年11月29日 25葛子育第685号 区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区子ども・子育て会議条例(平成25年葛飾区条例第27号)第7条の規定に基づき、葛飾区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の作業部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会)

- 第2条 子育て会議の会長(以下「会長」という。)は、必要があると認めるときは、子育 て会議に部会を設けることができる。
- 2 部会は、子育て会議から依頼を受けた事案について、専門的かつ効率的に調査又は検討をし、子育て会議に報告する。

(構成等)

- 第3条 部会は、会長、子育て会議の副会長(以下「副会長」という。)及び子育て会議 の委員のうち会長が指定するものにより構成する。
- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、会長をもって充て、部会の会務を総理する。
- 4 副部会長は、副会長をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 部会の会議は、部会長が招集する。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、子育て会議の委員以外の者を部会に出席させることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。